

令和5年8月8日

議 案

8 月 随 時 会 議

常 総 市

議案第30号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月8日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 財産の種別及び数量 消防ポンプ自動車 1台
- 2 取得の目的 常総市消防団用
- 3 取得の方法 指名競争入札
- 4 取得金額 25,012,548円
- 5 取得の相手方 茨城県古河市幸町1番45号
小池株式会社
代表取締役 小池 裕之

提案理由

本案は、去る6月22日に指名競争入札を行った消防ポンプ自動車の取得について、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、落札者と仮契約を締結したので、これを提出する。

議案第31号

附帯控訴の提起について

次のとおり附帯控訴を提起することについて，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月8日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

当事者，附帯控訴の趣旨等

別紙のとおり

提案理由

本案は，本市が訴えを提起した貸金請求事件の第1審判決を不服として相手方が控訴したことに対し，附帯控訴を提起するため，地方自治法の規定に基づき，これを提出する。

1 当事者

- (1) 附帯控訴人となるべき者（被控訴人，第1審原告） 常総市
(2) 附帯被控訴人となるべき者（控訴人，第1審被告） ○○ ○○

2 事件名

貸金請求事件控訴事件

第1審 水戸地方裁判所下妻支部

○○○○○○○○○○○○○○○○ 貸金請求事件

3 事件の内容及び附帯控訴の趣旨

相手方は、住宅資金貸付金に係る主債務者の連帯保証人であり、主債務者と連帯して債務を負担する義務を負っているが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、本市は、令和4年2月定例会議議案第139号において訴えの提起に係る議案を提出し、その議決を経た上で、支払督促の申立てを行った。これに対し、相手方は、督促異議の申立てを行ったことにより通常訴訟に移行したものである。

令和5年5月11日、水戸地方裁判所下妻支部は、当該請求の一部を認容する旨の判決を言い渡したが、第1審被告である相手方は、これを不服として令和5年5月26日に控訴した。

本市は、第1審判決のうち、本市敗訴部分の取消しを求めるため、相手方の控訴申立に対して附帯控訴を提起するものである。

議案第32号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月8日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 財産の種別及び数量 太陽光発電設備機器 一式
太陽電池モジュール280枚、蓄電池1台、パワーコンディショナ8台ほか
- 2 取得の目的 道の駅常総に設置
- 3 取得の方法 一般競争入札
- 4 取得金額 81,896,100円
- 5 取得の相手方 茨城県常総市大輪町2275
満和電気工業株式会社
代表取締役 石塚 政衛

提案理由

本案は、去る7月27日に一般競争入札を行った道の駅常総太陽光発電設備設置工事のうち、太陽光発電設備機器の取得について、その予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、落札者と仮契約を締結したので、これを提出する。